

## [イーアスつくば]ハートワンカードポイントサービス規約一部追加のお知らせ

2012年12月1日をもって、[イーアスつくば]ハートワンポイントサービス規約に以下の「イーアスつくばハートワンカードポイント特則」を追加いたします。

なお、上記日付以降にカードをご利用いただいた場合には、ダイワセゾンカード第19条（本規約の変更等）により、改定を承認したものとさせていただきます。

### ■イーアスつくばハートワンカードポイント特則

#### 第10条（適用）

イーアスつくばハートワンカードについては、第9条までの規定に加えイーアスつくばハートワンカード特則（以下「本特則」という）が適用されます。両規定が重複する場合は、本特則が適用されます。

#### 第11条（ポイント自動移行）

1. ハートワンポイントサービス規約第2条に規定に基づき付与されるポイントは、自動的にイーアスつくばが提供するイーアスつくばポイントへ移行されます。
2. 移行されるポイントは、ハートワンポイント1ポイントにつき、イーアスつくばポイント5ポイントとします。
3. 前項のポイント移行は約定支払月の前月末に移行されます。
4. 移行されたポイント残高は、イーアスつくば施設内設置のお買物券発券機およびレジ精算時にお渡しするレシートでご確認いただけます。
5. 移行されたポイントの有効期間および利用は、イーアスつくば会員規約に準じるものとします。

#### 第12条（ポイント自動移行の中止）

本会員がポイント自動移行中止を希望する場合、第9条に規定するお問い合わせ窓口へ申し出るものとします。なお、窓口への申し出までに自動移行したハートワンポイントの返還はできません。

#### 第13条（本特則の変更等）

本特則の内容は予告なく変更、改定または廃止をする場合があります。なお、本特則等の変更等は当社ホームページ等でお知らせいたします。